

【表紙】

【発行登録番号】	30 - 関東 1
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年11月 9 日
【会社名】	株式会社千葉興業銀行
【英訳名】	The Chiba Kogyo Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 青柳 俊一
【本店の所在の場所】	千葉県美浜区幸町 2 丁目 1 番 2 号
【電話番号】	( 0 4 3 ) 2 4 3 - 2 1 1 1 ( 代表 )
【事務連絡者氏名】	常務執行役員経営企画部長 神田 泰光
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋堀留町 2 丁目 3 番 3 号 堀留中央ビル 5 階
【電話番号】	( 0 3 ) 5 6 9 5 - 1 5 1 1 ( 代表 )
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 中村 徹
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(2018年11月25日)から2年を経過する日(2020年11月24日)まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 35,000,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社千葉興業銀行 東京支店 ( 東京都中央区日本橋堀留町 2 丁目 3 番 3 号 堀留中央ビル 5 階 ) 株式会社東京証券取引所 ( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 )

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
株式会社千葉興業銀行 第1回第七種優先株式 (以下「第1回第七種優先株式」といいます。)	未定 (注)1	株主の権利内容において普通株式と異なる種類株式 単元株式数 100株 第1回第七種優先株式に係るその他の内容につきましては、 (注)3をご参照ください。

(注)1 2019年2月上旬以降に開催予定の第1回第七種優先株式発行に係る取締役会(以下「発行決議時取締役会」といいます。)において決定される予定です。

- 2 当行は、第1回第七種優先株式と異なる種類の株式として、普通株式並びに第二種優先株式、第四種優先株式、第1回ないし第10回第五種優先株式(以下「第五種優先株式」と総称します。)、第1回ないし第10回第六種優先株式(以下「第六種優先株式」と総称します。)及び第2回ないし第5回第七種優先株式についての定めを定款に定めております。普通株式並びに第二種優先株式、第四種優先株式、第五種優先株式、第六種優先株式及び第2回ないし第5回第七種優先株式の単元株式数は、第1回第七種優先株式と同数の100株であります。

第二種優先株式、第四種優先株式、第五種優先株式、第六種優先株式及び第2回ないし第5回第七種優先株式については、いずれも、当行が剰余金の配当を行うときは、当該優先株式を有する優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先配当金を支払うこととされています。また、当行が残余財産を分配するときは、当該優先株式を有する優先株主に対し、普通株主に先立ち、一定の金銭を支払うこととされています。第四種優先株式及び第五種優先株式には、当該優先株式を有する優先株主が当該優先株式と引換えに普通株式の交付を当行に請求することができる取得請求権が付されており、第四種優先株式、第五種優先株式、第六種優先株式及び第2回ないし第5回第七種優先株式には、当行が金銭と引換えに当該優先株式を取得することができる取得条項及び当行が普通株式と引換えに当該優先株式を一斉取得する旨の取得条項がそれぞれ付されています。また、第二種優先株式には、当行がいつでも買入消却することができる取得条項が付されています。第二種優先株式、第四種優先株式、第五種優先株式、第六種優先株式及び第2回ないし第5回第七種優先株式を有する株主は、株主総会において議決権を有しておりません。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有します。これは、剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先すること等を勘案して、法令等に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しないとしましたものです。第五種優先株式及び第六種優先株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得なければならないとされています。

- 3 第1回第七種優先株式の内容は以下のとおりです。

(ア) 第1回第七種優先期末配当金

(1) 第1回第七種優先期末配当金

未定(当行定款11条の定めに従い、第1回第七種優先株式の期末配当金(以下「第1回第七種優先期末配当金」という。))について、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載もしくは記録された第1回第七種優先株式を有する株主(以下「第1回第七種優先株主」という。)、第1回第七種優先株式の信託受託者(以下「第1回第七種優先信託受託者」という。))又は第1回第七種優先株式の登録株式質権者(以下「第1回第七種優先登録株式質権者」という。))に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)、普通株式の信託受託者(以下「普通信託受託者」という。))又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。))に先立ち支払うものとするが、第1回第七種優先期末配当金の額は、第1回第七種優先株式に係る第1回第七種優先期末配当金の額の決定日(以下「配当利回り等決定日」という。))に決定される。)

(2) 非累積条項

ある事業年度において第1回第七種優先株主、第1回第七種優先信託受託者又は第1回第七種優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が第1回第七種優先期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

第1回第七種優先株主、第1回第七種優先信託受託者又は第1回第七種優先登録株式質権者に対しては、第1回第七種優先期末配当金の額を超えて配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(イ) 残余財産

(1) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、第1回第七種優先株主、第1回第七種優先信託受託者又は第1回第七種優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通信託受託者又は普通登録株式質権者に先立ち、第1回第七種優先株式1株につき、第1回第七種優先株式1株当たりの発行価格相当額(ただし、第1回第七種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に下記(3)に定める経過第1回第七種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

第1回第七種優先株主、第1回第七種優先信託受託者又は第1回第七種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 経過第1回第七種優先期末配当金相当額

第1回第七種優先株式1株当たりの経過第1回第七種優先期末配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数に第1回第七種優先期末配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。)をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第1回第七種優先株主、第1回第七種優先信託受託者又は第1回第七種優先登録株式質権者に対して定款第12条に定める優先中間配当金の全部又は一部を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した金額とする。

(ウ) 議決権

第1回第七種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。ただし、第1回第七種優先株主は、( )各事業年度終了後、(a)当該事業年度に係る定時株主総会に第1回第七種優先期末配当金の額全部の支払を受ける旨の議案が提出されないときは、当該定時株主総会より、又は、(b)第1回第七種優先期末配当金の額全部の支払いを受ける旨の議案がその定時株主総会において否決されたときは、当該定時株主総会終結の時より、( )第1回第七種優先期末配当金の額全部の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(エ) 金銭を対価とする取得条項

未定(当行は、発行決議時取締役会で定める事由が生じた場合に、取締役会が別に定める日(以下「取得日」という。)が到来したときは、金融庁の事前確認を受けている場合に限り、法令上可能な範囲で、発行決議時取締役会の決議によって定める額の金銭(以下「交付財産」という。)を交付することにより、第1回第七種優先株式の全部又は一部を取得することができる。ただし、( )取得日については、第1回第七種優先株式の発行から概ね7年後以降とし、( )交付財産については、第1回第七種優先株式1株につき、概ね第1回第七種優先株式1株当たりの発行価格相当額に経過第1回第七種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭とすることを予定しているが、その詳細については、当行定款19条の定めに従い、発行決議時取締役会で決定する。)

(オ) 普通株式を対価とする取得条項

未定(当行は、発行決議時取締役会で定める計算方法により算出される数の当行の普通株式(以下「交付株式」という。)を交付することにより、第1回第七種優先株式の全てを発行決議時取締役会で定める期日(以下「一斉取得日」という。)をもって取得する。ただし、( )一斉取得日については、第1回第七種優先株式の発行から概ね10年後とし、( )交付株式については、概ね、各第1回第七種優先株主の有する第1回第七種優先株式数に第1回第七種優先株式1株当たりの発行価格相当額に当行の普通株式の時価(以下「一斉取得価額」という。)で除した数の普通株式とすること、及び一斉取得価額は、概ね、一斉取得日に先立つ20取引日目に始まる15連続取引日の毎日の終値の平均値に相当する金額とするが、かかる計算の結果、一斉取得価額が、発行決議時取締役会で定める下限取得価額(以下「下限取得価額」という。)を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とすることを予定しているが、その詳細については、当行定款20条の定めに従い、発行決議時取締役会で決定する。)

- (カ) 株式の分割又は併合及び株式無償割当て
- (1) 分割又は併合  
当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及び第1回第七種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。
- (2) 株式無償割当て  
当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式無償割当てを行うときは、普通株式及び第1回第七種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。
- (キ) 優先順位  
第二種優先株式、第四種優先株式、第五種優先株式、第六種優先株式及び第七種優先株式にかかる優先期末配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配における支払順位は、それぞれ同順位とする。
- (ク) 法令変更等  
法令の変更等に伴い第1回第七種優先株式に係る要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。
- (ケ) 非上場  
第1回第七種優先株式は、非上場とする。
- (コ) その他  
上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

## 2【株式募集の方法及び条件】

### (1)【募集の方法】

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	未定	未定	未定
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	未定	未定	未定

- (注) 1 発行数は、発行決議時取締役会において決定される予定です。
- 2 全株式を第三者割当方式により募集いたします。
- 3 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、発行決議時取締役会において決定される予定です。
- 4 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、発行決議時取締役会において決定される予定です。なお、増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする予定です。

### (2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位（株）	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 2	100	未定 (注) 3	未定 (注) 4	未定 (注) 5

- (注) 1 発行価格は、会社法上の払込金額であり、発行決議時取締役会において決定される予定です。
- 2 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であり、発行決議時取締役会において決定される予定です。なお、増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする予定です。
- 3 申込期間については、2019年2月上旬以降における一定の期間として発行決議時取締役会において決定される予定です。
- 4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。
- 5 払込期日及び株式受渡期日は、2019年2月上旬以降における一定の期日として発行決議時取締役会で決定される予定です。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社千葉興業銀行 本店	千葉市美浜区幸町2丁目1番2号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社千葉興業銀行 本店	千葉市美浜区幸町2丁目1番2号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

未定

## (2) 【手取金の使途】

一部を第四種優先株式取得資金に、残額を貸出金等運転資金に充当する予定です。詳細については、発行決議時取締役会において決定される予定です。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

## 1 第1回第七種優先株式を発行することの必要性及び相当性について

当行は、営業基盤とする千葉県経済の成長に合わせた顧客基盤の拡大及び収益の多角化を図るための業容拡大に対応するため、自己資本の充実及び長期的な財務基盤の強化を目指しております。第1回第七種優先株式発行は、業容拡大に対応するための自己資本の充実に繋がるほか、2013年1月に発行した第四種優先株式の一部取得により、将来の第四種優先株式の普通株式への転換による希薄化を一部回避することが可能となり、併せて、当該一部取得は、今後の当該優先株式に係る配当負担の軽減、ひいては当行財務基盤の維持・向上に資すると考えております。

また、既存普通株主の株式価値の希薄化を一定程度回避しつつ、資本の維持・向上を図る観点から、発行時点で普通株式の発行株式数が増加しない資本調達手段として、かかる特徴を有する第1回第七種優先株式の発行を選択しております。

なお、第四種優先株式の取得時期や取得価額などを含め具体的な決定を行った場合には、別途公表いたします。

## 2 資本金及び資本準備金の額の減少

当行は、2018年11月9日開催の取締役会において、第1回第七種優先株式発行により増加する資本金及び資本準備金の額と同額の資本金及び資本準備金の額の減少を行うことを決議いたしました。当行は、今回第1回第七種優先株式の発行によって増加する資本金及び資本準備金と同額の資本金及び資本準備金の額の減少を行い、これをその他資本剰余金へ振り替えることにより、一層の資本政策の機動性及び柔軟性の確保が可能となるものと考えております。なお、今回の資本金及び資本準備金の額の減少は、第1回第七種優先株式の発行と同時に、これにより増額する限度で行うものであるため、効力発生日後の資本金の額及び資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

## 第3 【その他の記載事項】

特に発行登録目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙に当行のロゴを  記載いたします。

## (大規模な第三者割当に該当する可能性について)

当行の財務状況悪化による自己資本比率の低下や分配可能な剰余金の不足等に伴い上記第1の1(注)3(エ)の金銭対価取得が行われない場合には、上記第1の1(注)3(オ)のとおり、当行は、交付株式を交付することにより、第1回第七種優先株式の全てを、発行から概ね10年後とすることが予定されている一斉取得日をもって取得することになります。その際には、交付株式の交付による希薄化率(割当前の発行済株式に係る総議決権に対する、交付株式に係る議決権数の比率)は、25%以上となる可能性があり、大規模な第三者割当に該当する可能性がございます。

## 第二部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第96期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日） 2018年6月27日関東財務局長に提出  
事業年度 第97期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日） 2019年7月1日までに関東財務局長に提出予定  
事業年度 第98期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日） 2020年6月30日までに関東財務局長に提出予定

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第97期第1四半期（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日） 2018年8月10日関東財務局長に提出  
事業年度 第97期第2四半期（自 2018年7月1日 至 2018年9月30日） 2018年11月29日までに関東財務局長に提出予定  
事業年度 第97期第3四半期（自 2018年10月1日 至 2018年12月31日） 2019年2月14日までに関東財務局長に提出予定  
事業年度 第98期第1四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日） 2019年8月14日までに関東財務局長に提出予定  
事業年度 第98期第2四半期（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日） 2019年11月29日までに関東財務局長に提出予定  
事業年度 第98期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日） 2020年2月14日までに関東財務局長に提出予定  
事業年度 第99期第1四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日） 2020年8月14日までに関東財務局長に提出予定

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2018年11月9日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年6月29日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録書提出日（2018年11月9日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録書提出日（2018年11月9日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社千葉興業銀行 本店  
（千葉県美浜区幸町2丁目1番2号）  
株式会社千葉興業銀行 東京支店  
（東京都中央区日本橋堀留町2丁目3番3号 堀留中央ビル5階）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

### 第三部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。